

平成28年5月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  
平成27年(行コ)第321号 不当労働行為救済申立棄却命令取取消請求控  
訴事件(原審 東京地方裁判所平成25年(行ウ)第341号)

口頭弁論終結日 平成28年2月9日

判決

控訴人兼被控訴人 国

(以下「一審被告」という。)

処分行政庁 中央労働委員会

補助参加人 株式会社Z1

補助参加人 有限会社Z2

被控訴人兼控訴人 Y労働組合関西地区生コン支部

(以下「一審原告」という。)

主文

- 1 一審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 中央労働委員会が、中労委平成23年(不再)第14号及び同第15号併合事件について平成24年11月21日付けで発した命令中、主文1のうち大阪府労働委員会が大阪府労委平成21年(不)第65号及び同第78号併合事件について平成23年1月26日に発した命令中、平成20年11月27日の一審被告補助参加人株式会社Z1取締役C1の一審原告組合員C2に対する発言に関する部分、及び同C3の前記C2に対する発言に関する部分をそれぞれ取り消し、同部分についての一審原告の一審被告補助参加人株式会社Z1に対する救済命令の申立てを棄却した部分を取り消す。
- 3 一審原告のその余の請求を棄却する。
- 4 一審原告の本件控訴を棄却する。
- 5 一審被告の控訴については、訴訟費用(補助参加によって生じた費用を除く。)は、第1, 2審を通じてこれを9分し、その2を一審被告の負担とし、その余を一審原告の負担とし、一審被告補助参加人株式会社Z1の補助参加によって生じた費用は、第1, 2審を通じてこれを9分し、その2を一審被告補助参加人株式会社Z1の負担とし、その余を一審原告の負担とし、一審被告補助参加人有限会社Z2の補助参加によって生じた費用は第1, 2審を通じて一審原告の負担とし、一審原告の控訴については、控訴費用は一審原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 一審被告の控訴の趣旨

- (1) 原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消しにかかる一審原告の請求をいずれも棄却する。

2 一審原告の控訴の趣旨

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 中央労働委員会が、中労委平成23年(不再)第14号及び第15号

併合事件について平成24年11月21日付けで発した命令をすべて取り消す。

## 第2 事案の概要

1 本件は、次に挙示する各行為が一審被告補助参加人らそれぞれによる労働組合法（以下「労組法」という。）7条各号所定の不当労働行為に当たるとする一審原告の不当労働行為救済命令申立てについて大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）が発した原判決別紙1「初審命令の主文」記載の内容の命令（以下「初審命令」という。）を不服として一審原告及び一審被告補助参加人株式会社Z1（以下「Z1」という。）がそれぞれ中央労働委員会（以下「中労委」という。）に再審査の申立てを行ったところ、中労委が、一審原告の再審査の申立てを棄却するとともに初審命令主文2項及び3項を取り消し、同部分に係る不当労働行為救済命令の申立てを棄却する旨の命令（以下「本件命令」という。）を発したことから、これを不服とした一審原告が取消しの訴えを提起した事案である。

なお、一審被告補助参加人有限会社Z2（以下「Z2」という。）の使用者性については争いがある（後掲争点(1)）。

(1) Z1及びZ2両社の取締役であるC1は、一審原告がC2（以下「C2」という。）の一審原告加入を公然化した平成20年11月27日、C2に対し、「C2さん、落ちるところまで落ちたなあ。ほんま、吸い取られるだけやで。ええように言われてるかも知れんけど。」「みんな自分らの実費の交通費で、労働活動にかり出されているみたい。」と誹謗中傷した（労組法7条3号。後掲争点(2)。以下「C1発言」という。）。

(2) Z1の取締役であるC3（以下「C3」とする。）は、平成20年11月27日、生コンコンクリート（以下「生コン」という。）の輸送をしていたC2のミキサー車の助手席に乗り込み、C2に対し、「C2さん、自分から入ったん。」「誰かに誘われたん。」「誰に声かけられたん。」などとC2の一審原告加入の経緯について聞いた（同条3号。後掲争点(3)。以下「C3発言」という。）。

(3) Z1及びZ2は、平成20年11月28日以降、C2にそれまで担当していたミキサー車による生コン出荷業務及び生コンプラントのメンテナンス業務をさせなくなり、担当業務を倉庫整理業務等に変更した（同条1号及び3号。後掲争点(4)）。

(4) Z1及びZ2は、平成20年11月29日以降、他の従業員にはそれ以前と同様に土曜日の就労をさせながら、C2にのみ土曜日の就労をさせなくなった（同条1号及び3号。後掲争点(5)）。

(5) Z1及びZ2は、一審原告において、平成20年11月27日付け団体交渉申入書及び同日付け一審原告の下部組織であるZ1分会（以下「分会」という。）の分会要求書により、Z1及びZ2に対し、「C2に影響を与える問題（身分・賃金・労働条件等の変更）について、会社は事前に組合と協議して労使合意の上で円満に行われること、C2の労働契約

の内容を明らかにすること、就業規則等を組合に提示し周知義務を履行すること、C2に対する未払賃金を支払うこと、法律に基づいて有給休暇日数を付与すること」等を求めて団体交渉を申し入れたにもかかわらず、一審原告との交渉を行わず、C2の業務内容、土曜日の就労、就業時間、賃金（時間外手当）を一方的に変更するとともに、C2の労働条件については、まず同人に話をし、その後の一審原告からの団体交渉申入れには応じる等と回答し、一審原告を無視ないし軽視した（同条2号及び3号。後掲争点(6)）。

(6) Z1及びZ2は、一審原告と事前協議を経ることなく、以下のような行為を行った（同条3号。後掲争点(7)）

ア 平成21年1月21日、土曜日を所定休日とする、始業時刻を30分繰り上げて午前7時30分とする、新たに午前、午後15分の小休憩を設ける等を内容とする就業規則の変更を行い、これに基づきC2の出勤を遅刻として扱った。

イ C2に対し、平成21年1月20日、雇用契約書に署名押印するよう求めた。

ウ C2に対し、平成21年2月分賃金（対象期間は同年1月21日から同年2月20日まで）以降、時間外手当の支給を停止した。

エ C2に対し、平成21年4月13日、退職金共済加入申込書に署名押印するよう求めた。

(7) Z1及びZ2は、一審原告において、平成21年5月26日以降、6回にわたり団体交渉を申し入れたのに対し、文書によって団体交渉の申入れをするよう求め、団体交渉に応じなかった（同条2号及び3号。後掲争点(8)）。

(8) Z1及びZ2は、平成21年12月、当時C2が就労及び待機場所としていた倉庫内にカメラを設置した（同条1号、3号及び4号。後掲争点(9)）。

2 原審は、前記1(1)のC1発言及び同(2)のC3発言はいずれも労組法7条3号の支配介入に該当し、前記1(5)のうち、Z1が基本姿勢として一審原告と事前に協議することはせず、まずC2と協議し、その後一審原告から団体交渉の申入れがあればこれに応ずる旨述べ、その主張を固持したことは同条2号の不誠実交渉及び同条3号の支配介入に該当し、前記1(8)のカメラに設置は同条1号の不利益扱い及び同条3号の支配介入等に該当するが、その余の行為は不当労働行為とは認められないと判断し、本件命令中、府労委がC1発言及びC3発言を不当労働行為と認め発した救済命令を取り消して一審原告の救済命令申立てを棄却した部分、並びに、本件交渉申入れに対し、C2の労働条件等に関してはまずC2と話をし、その後一審原告から団体交渉の申入れがあれば応じるとのC1の発言及び本件カメラの設置について一審原告のZ1に対する再審査の申立てを棄却した部分の取消しを求める限度で、一審原告の請求を認容した。

- そこで、一審原告及び一審被告がそれぞれ本件各控訴を提起した。
- 3 前提事実、本件の争点及びこれについての当事者の主張は、原判決39頁15行目の「原告が固執する」を「Z1が固執する」と改め、次項に当審における当事者の補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 4 当審における当事者の補充主張（一審被告の主張には、これに抵触しない補助参加人らの主張も含む）
- (1) 争点(1)（Z2の使用者性）について
- （一審原告の主張）

ア 本件手帳の信用性について

(ア) 原審は、本件手帳の記載は、後付けで、土木工事等と記載すべきところをプラント準備、プラント洗いに置き換えて記載したか、量的に水増しした可能性を否定できないと判示する。

しかし、そのような偽装がされたのであれば、Z1及びZ2は、その時間に実際に行われた土木作業等を具体的に主張し、客観的証拠を提出したはずであるが、労働委員会での手続や原審において、そのような主張立証は全くされておらず、このような経過を踏まえると、原審の上記判断は、一審原告にとって非常に唐突なものであり不意打ちの判断ともいえる。

しかも、「プラント準備」は、遅れが許されず比較的短い時間で行うという特質を有する作業であり、「プラント洗い」も短い時間の作業という点では同様であり、そのような短い時間に代わって従事できる土木作業は存在しない。

また、C2には労働法に関する知識があるわけではないから、使用者性の争点を踏まえて、本件手帳に有利な記載をするということとはできないし、内容的にもC4の指示ということはある程度記載されていないのであるから、そのような意図に基づく記載ということとはできない。

(イ) 原審は、一審原告加入公然化前には、備車をしたことをうかがわせる記載はないとし、生コンプラントにおいてプラント準備をした日と製造した生コンの出荷を行った日の対照を行うと、出荷の記載のない日にプラント準備をし、プラント洗いをしており、プラント準備をしていない日には生コンの出荷を行っているとして、プラント関連業務の記載の信用性を否定する一事情としている。

しかし、本件手帳は、C2が自ら従事した業務のみを簡潔に記載したもので、第三者である備車業者の業務まで記載したのではないから、備車による出荷について直接的な記載はない。C2が2冊目から備車業者名である「C5」の備車台数を記載したのは、出荷業務に従事させてもらえなくなったため、出荷量を記録することを目的に備車台数を記載し始めたものである。

そして、C2がプラント準備又はプラント洗いをしたが出荷をしていない日は、備車による出荷があったことを示しているのであり、また、プラント準備をしていないが出荷の記載がある日については、プラント準備をしたが手帳に記載し忘れたものであるか、プラント準備が不要であったものであり、本件手帳の記載はいずれも整合しているのであるから、これらの記載の対照から、プラント準備及びプラント洗いの信用性を否定することはできない。

(ウ) 原審は、プラント準備の記載の信用性を否定する事情として、C2が、当初プラント用パソコンや配電盤の操作について述べていないことを挙げている。

しかし、C2が当初「プラント準備」におけるパソコンや配電盤の操作について述べなかったのは、あえて述べる必要性がないと考えていたからにすぎず、これを理由に本件手帳に「プラント準備」との記載があることの信用性は否定することはできない。

(エ) 原審は、C2の業務内容が本件手帳記載のようなものであったとき、C4の担う業務は何であったのかという疑問も生じ得るし、生コンの製造と生コンの出荷とは連続した物理的にも内容的にも密接に関連した業務であり、両業務は相互に協力体制にある方が自然かつ合理的であり、C4がプラントの簡易な作業の手伝いをZ1の社員に依頼することが日常化していても何ら不自然ではなく、C2がC4の指示を受けていた可能性を考えることもできるが、C2の担当業務は土木作業その他であり、C4は組織建制ないし職制上の直属の上長ではなく、その指示やプラント準備等への関与は事実上のものにとどまるのであって、C4がC2に対する指揮命令権を有していたとは認められないと判示する。

しかし、工場長であるC4は、プラント業務を1人で取り仕切っており非常に多忙であったから、C2がプラント準備やプラント洗いを担当することになったのであり、C2が本件手帳に記載の業務を行っていたとしてもC4の業務がなくなるわけではないから、本件手帳の記載の信用性は否定されない。また、C3は、別件訴訟において証言しているとおり、出荷業務を管理して具体的指示を出せるほど同業務を理解していなかったのであるから、実際に上記指示を出していたのはC4であり、C2はC4の直接の指揮命令下で業務を行っていた。

イ Z2の使用者性

上記アのとおり、C2は、日々のおお半の業務をZ2に出向していたとされるC4の直接の指揮命令下で行っていたのであるから、Z2がC2の業務を雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったことは明らかであり、Z2はC2の使用者にあたる。

(一審被告の主張)

ア 本件手帳の信用性

(ア) 本件手帳には、出退勤や日付といった基本的事項に関する誤りが多々存在しているにもかかわらず、これに関する合理的な説明がされておらず、その記載方法についても、C2の供述が虚偽であると判断できているのであるから、本件の事実を認定するに足りる証明力を有しない証拠として排斥されるべきである。

原審は、「土木工事」などと記載すべきところを「プラント準備」「プラント洗いに」置き換えて記載した可能性のみならず、実際には何の作業も行っていない手待ち時間であるにもかかわらず、あたかも作業に従事したかのごとく量的に水増しした可能性も指摘し、生コンの出荷とプラント準備及びプラント洗いの時間的相互関係に加え、その他の認定事実を総合して本件手帳の信用性を否定しているのであって、その判断過程は正当である。

一審原告によれば、C2が一審原告に加入したのは平成20年9月頃であり、本件手帳の作成が開始された時期と符合するのであって、本件手帳は、一審原告が、使用者性等に関してC2に教示し、プラント関連業務に関して事実と異なる記載をさせたものである。なお、C2が出社した当時、他の出向者がプラントで作業している様子を確認し、さも自分が従事したかのように記載することは極めて容易であった。

(イ) 一審原告は、本件手帳に傭車業者名である「C5」の記載があることについて、C2が出荷業務に従事させてもらえなくなったため出荷量を記録することを目的に傭車台数を記載し始めたと主張するが、本件手帳には、C2自身の業務として「出荷」の記載があるにもかかわらず、「C5」の記載をしている日があるから、一審原告の上記主張は矛盾しているし、本件手帳1冊目の期間について、傭車が行われていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

(ウ) C1及びC3は、労働委員会の段階から、C2を含めZ1の従業員はパソコンや配電盤の操作をすることはできず、したがってC2がプラント関連業務に従事していないと主張していたのであるから、一審原告が、上記操作についてはあえて述べる必要性がないと考えていたとはいえない。

(エ) Z1からZ2へは、C4だけではなくC6やC7ら計4名が出向していたのであり、C4がプラント関連業務を専ら1人で行っていたわけではないから、これを前提とする一審原告の主張は失当である。

イ Z2の使用者性

前記のとおり、本件手帳の記載を信用することはできず、これ以外に、雇用主ではないZ2が、C2の基本的な労働条件等について、雇

用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的具体的に支配し、決定できる地位にあったと認めるに足りる証拠はない。

(2) 争点(2) (C 1 発言が労組法 7 条 3 号の支配介入に該当するか)

(一審被告の主張)

ア 原審は、C 2 の組合に対する従前の態度について、C 2 が一審原告の活動に強い批判をしていたことを認めるに足りる的確な証拠はないと判示した。

しかし、C 2 は、平成 14 年 6 月に C 8 前工場長の紹介により Z 1 に入社して以降、Z 1 の社員であった C 9 の一審原告加入公然化及び旧分会結成通知、Z 1 の全ての輸送権を C 10 に移譲し社員を移譲する協定の締結、一審原告組合員らによる Z 1 への無断立ち入りや組合旗の掲揚、一審原告組合員によるシュプレヒコール、誹謗中傷ビラ配布、街宣活動などの不法行為を当然見聞きし、上記協定の際に C 8 前工場長と共に Z 1 にとどまることになったのであり、C 2 は、当時一審原告に同調しておらず、Z 1 側の人間というべきであったから、C 3 が供述するように組合に対して強い批判をしていたと認定するのが自然であり、また、C 3 を含む Z 1 の取締役らと C 2 とは日常会話を交わす良好で親しい間柄であったから、そのような C 2 の一審原告加入が公然化されたことは C 1 にとっては正に驚愕すべき事態であり、C 1 と C 2 との間に個人的な友誼等がなかったとしても、C 1 発言は、不法行為を繰り返していた一審原告に帰責されるべき過去の経緯を踏まえて、C 2 を憂慮する心情からされたものと見るべきである。

イ そして、C 1 発言については、「C 2 さん、大丈夫?」、「まあ、それだけは気をつけて。」という C 2 の今後を心配する内容が含まれており、全体としてみれば、Z 1 と C 10 との商取引を巡る対立状況に C 2 が利用されているのではないかという憂慮の念から行われたやむを得ざる発言であって、一審原告を殊更に否認し、あるいは C 2 を一審原告から脱退させる意図をもってしたものとはいえない。

Z 1 と厳しく対立し、抗議活動を繰り返していた組合が、C 1 発言に抗議を一切していないことからすると、C 2 も C 1 発言の上記趣旨や意図を理解していたとみることができ、また、C 1 発言によって一審原告の運営及び C 2 の組合活動に影響が及ぶおそれがあるともいえないし、現に何らの影響も生じていない。

ウ したがって、C 1 発言は、労組法 7 条第 3 号の支配介入にはあたらない。

(一審原告の主張)

ア C 2 は、そもそも一審原告の組合活動を批判したことなどなく、このことは、Z 1 における労働条件や職場環境に不満を持った C 2 がこれらの改善を求めて一審原告に加入していることから裏付けられる。C 10 への社員の移籍に際して、C 2 が Z 1 に残ったのは、Z 1 がその

ように決定しただけであり、C2が移籍するかどうか決めたわけではない。そして、C2は、C10に移籍した従業員らとも移籍後も交流を続けていた。また、C1及びC3と個人的な友誼等もなかった。むしろ、原審が認定するとおり、C1は、Z1の経営悪化の一因が一審原告の活動にあると考えており、一審原告に対する嫌悪の情やその活動に対する否定的評価を有していたとみるのが自然かつ合理的であり、C1発言は、一審原告に対する嫌悪の情に基づいてされたものである。

イ C1発言の内容は、原審が認定するとおり、一審原告に対する嫌悪の情を有するからこそ、C2を心配すると受け取られる表現を選びながら、一審原告に加入したC2への否定的評価を示しつつ、一審原告加入による不利益を伝えることで一審原告からの脱退を促す趣旨のものというべきである。

ウ したがって、C1発言がC2に対する憂慮の情から出たものとみることはできず、また、その発言の内容はC2に対し一審原告からの脱退を促す趣旨のものであることは明らかであるから、支配介入に該当する。

(3) 争点(3) (C3発言が労組法7条3号の支配介入に該当するか)

(一審被告の主張)

ア 前記(2)記載のとおり、C2は、Z1に入社して以降、一審原告の不法行為を当然見聞きしており、C8前工場長と共にZ1にとどまることになったのであり、C2は、当時一審原告に同調しておらず、Z1側の人間というべきであったから、C3が供述するように組合に対して強い批判をしていたと認定するのが自然であり、また、C3を含むZ1の取締役らとC2とは日常会話を交わす良好で親しい間柄であったから、そのようなC2の一審原告加入が公然化されたことはC3にとっては正に驚愕すべき事態であり、C3とC2との間に個人的な友誼等がなかったとしても、C3発言は、不法行為を繰り返していたという一審原告に帰責されるべき過去の経緯を踏まえて、C2を憂慮する心情からされたものと見るべきである。

イ C3発言は、一審原告加入の経緯について尋ねるものにすぎず、組合活動を批判したり、脱退を示唆したりするような内容は全く含まれていないのであって、C2に組合活動を抑制させる意図ではなく、不満を少しでもくみ上げようという心情に基づいてされたものである。C1発言と同様、一審原告はC3発言に抗議していないし、発言によって一審原告の運営及びC2の組合活動に影響が及ぶおそれがあったとはいえず、現に何らの影響も生じていない。

ウ したがって、C3発言は、労組法7条3号の支配介入にはあたらない。

(一審原告の主張)

ア 前記(2)記載のとおり、C2が一審原告に対して強い批判をしていた

ことはなく、また、C2とC3との間で職務に関しない雑談等は一切なかったから、両名との間に単なる労使関係を超えた友誼等が存在しなかったことは明らかである。

イ C3発言は、C2の不満を少しでもくみ上げようという心情に基づいてされたものであるということはできず、また、C3発言は、C3が一審原告に対して一連の敵対的言動をしていた途中で、あえて初めてC2の運転するミキサー車に乗り込んで行ったものであって、その内容からしても、C2を組合から脱退させ組合を弱体化させるなどの影響を及ぼす発言であることは明らかである。

ウ したがって、C3発言も支配介入に該当することは明らかである。

(4) 争点(4)(C2が一審原告加入を公然化した以降、C2の担当業務の変更があったか否か、担当業務の変更が認められる場合、当該行為は労組法7条1項の不利益取扱い、同条3号の支配介入に該当するか)

(一審原告の主張)

ア 原審は、営業報告書の記載は、平成21年度から平成22年度にかけて総売上高が130万円程度の減少にとどまるのに、建設工事完成工事高は3億円強減少しており、土木建設以外の事業の売上高が1年で3億円近く増加し、総売上高に変化がなかったとの記載内容は到底信用を措くことができないとしながら、その余の記載はおおむね信用できるとの前提に立って、Z1の受注工事件数が減少し、受注する工事の単価が低廉化し、事業規模が結小している中で、Z1が経費削減による経営改善を図った結果を表しているとは判示する。

しかし、売上高について約3億円もの偽装がある営業報告書は、その前後の年度を含めて全体として信用することができないし、平成21年度から平成22年度にかけて、建設業完成工事高が3億円以上も減少しているのに、当期工事原価は逆に5000万円以上も増加しており、明らかに矛盾がある。

また、原審は、平成20年11月27日当時、Z1の財務状況は改善を要する程度に悪化していたと認定するが、平成20年度においてZ1の役員報酬はゼロであったものが、平成21年度においては1550万円の役員報酬が支払われたことについて財務状況の悪化と整合する説明をすることは困難であり、C2の一審原告加入公然化当時、Z1の経営状況が改善を要する程度に悪化していたとか、事業規模が縮小していたということとはできない。

イ 原審は、プラント準備等は本来的な担当業務ではなく、C2の一審原告加入公然化後も、本来の職務である生コンの出荷業務や資材運搬等土木作業を指示しており、これらへの指示が減少したのは、Z1の業務自体が減少したことによるものであると判示する。

しかし、一審原告が問題にしているのは、プラント関連業務が本来の担当業務であったかどうかではなく、一審原告加入公然化前は、日々

担当してきたプラント関連業務から排除され取り上げられたにもかかわらず、それに代わる仕事を与えられなかったことである。

また、一審原告加入公然化した平成20年11月27日から平成21年5月10日までの5か月余りの期間の業務指示は計17回であり、最後の約1か月間に業務指示がないことは、Z1の建設業の総売上高が平成20年度に比べて88パーセントになったことと整合せず、Z1の業務に減少によって生じたと説明することはできない。

さらに、原審は、平成21年4月14日から平成22年2月18日までの約10か月間、C2が腕章を着用していないにもかかわらず、業務指示が出されていない事実を無視している。この間業務指示が出されていないことをZ1の業務の減少として説明することはできない。

ウ 原審は、Z1がその経営の改善が必要な状況にあること、平成20年7月ころには生コンの出荷利用が減少し、C2も生コン出荷を担当する日が減少し、当時Z1が1台だけ保有していたミキサー車（4トン車、以下「本件ミキサー車」という。）で待機していることが多かったこと、Z1は、本件ミキサー車以外にも車両8台を売却し、従業員が多くがZ1を辞職していることからすると、本件ミキサー車売却は、Z1の合理的経営判断によるものと認められると判示する。

しかし、Z1の経営の改善が必要な状況にあったとする原審の認定には前記イのとおり根拠がない。生コンの出荷量が減少していたというのもC2の曖昧な記憶にすぎず、車両の売却や従業員の辞職も、組合対策でZ1の土木部門をC11に移した結果にすぎず、本件ミキサー車売却はC2の一審原告加入を嫌悪し、生コンの出荷業務から排除するためであることは明らかである。

そして、本争点で問題となるのは、前記イのとおり、本件ミキサー車売却後にZ1が本件ミキサー車乗務(出荷)に代わる他の業務をC2に与えず、業務指示をほとんどせずに放置したことであり、Z1のこのような対応が、C2の一審原告加入に対する嫌悪に基づくものであることは明らかである。

エ そうすると、Z1は、一審原告に加入したC2を嫌悪して差別し、プラント関連業務から排除し、本件ミキサー車を売却してミキサー車による出荷業務からも排除し、一審原告加入の公然化から本件ミキサー車を売却して約2か月後までは本件整理指示を含めわずかに業務指示を出していたものの、その後約10か月間は業務指示を出さずに一切の業務から排除して放置し、一審原告の弱体化、運営・活動への妨害等をしたものであるから、労組法7条1号の不利益取扱い、同条3号の支配介入にあたる。

(一審被告の主張)

ア 平成22年度の売上高について、土木建設以外の事業の売上高が1年間で3億円近く増加したのは、土木建設以外の仲介業と産業廃棄物

処分業等に注力して上げられたものであるから、そのことが信用できないとしたのは、原審の判断の誤りであるが、それ以外の点はすべて客観的証拠に基づいて判断されており、妥当である。

一審原告は、当期工事原価の数字に立脚した主張をしているが、当期工事原価の数字には、建設業完成工事高を上げるために要した工事原価のみならず、Z1のその他の事業の原価(費用)も含まれている。したがって、当期工事原価の金額が全て建設業の原価であることを前提とする一審原告の主張はその前提が誤っている。

また、平成20年度については、役員報酬相当額が「給料手当」に含まれており、平成21年度においていきなり役員報酬を支給するようになったわけではない。

したがって、平成20年11月27日当時、Z1の財務状況は改善を要する程度に悪化していたとの原審の認定に誤りはない。

イ プラント関連業務については、C2は、そもそもプラント関連業務に従事していなかったのであるから、一審原告の主張はその前提を欠いている。

また、C2に対し平成20年11月27日から平成21年5月10日までの5か月間余りの期間に出された業務指示は18回である上、それはあくまでも生コン出荷以外の業務に係る業務指示として認定されたものであるし、本件手帳には、一審原告加入後においてもZ1の指示によりC2が多数回出荷業務に携わった旨記載されているから、一審原告の主張はその前提を欠いている。

さらに、Z1が平成21年4月14日から平成22年2月18日までの約10か月間C2に業務指示を出すことができなかったのは、Z1において平成21年3月31日には、当時在籍していた土木作業員10名のうち9名が退職し、土木作業員はC2のみとなるほど業務量が減少しており、かつ同年2月9日頃から同年3月12日頃まで、毎日勤務時間中も腕章着用による組合活動を行い、腕章を外すようにとの業務命令にも応じなかったため、Z1としては、下請けで入る土木工事現場の関係者などの取引先からのC2の腕章借用に関する苦情のみでなく、一審原告の組合員が工事現場に街宣車で押し寄せることなどに関する苦情も避ける必要があったため、C2に対し、土木工事現場への材料の運搬などの問題が生じない業務以外指示することができなかったことによるものである。

ウ 本件ミキサ車売却については、まず、Z1の財務状況については、前記アのとおりである。C2は、平成20年7月以降生コンの出荷量が減少していたと明確に供述しており、曖昧な記憶に基づくものではない。C11は、原審が認定するとおり、Z1の主要取引先ではなく、また、C11の受注する工事はZ1発注のものに限られておらず、Z1の財務状況を考慮するとC11の設立がZ1の組合対策であるとはいえ

ない。

(5) 争点(5) (C2が一審原告加入を公然化した以降、土曜日に就労をさせなかったことが労組法7条1号の不利益取扱い、同条3号の支配介入に該当するか否か)

(一審原告の主張)

ア 原審は、Z1は平成15年当時から土曜日を休日として運用し、土曜日は公的資格のある従業員に出勤を指示し、C2は一審原告加入公然化以前から土曜日出勤を指示されておらず、第4回団体交渉においてC2が、仕事がなくとも出勤してましたよね等と発言したと認定した上、土曜日については、一審原告加入公然化以前から就労の可能性が高くなく、積極的に土曜日の就労を指示していなかったC2に対し、Z1の業務量自体が減少しており、必要な公的資格も有しないから従事させる業務がなかったため、土曜日の就労をなくすとの経営方針に従って、土曜日に就労をしなくてもよいことを指示したにすぎず、土曜日就労の拒絶が、一審原告加入や一審原告組合員であることを理由にされたとは認められないと判示した。

イ C2は、一審原告加入公然化以前の3か月間において、土曜日出勤をしなかったのはわずか3日だけであり、ほぼ毎週土曜日出勤していた。C2が従事した業務の内容は、残コンや再生砕石等の運搬、ユンボの回送のほか、プラント洗いやプラント準備などのプラント関連作業であるが、残コンや再生砕石等の運搬、ユンボの回送といった業務は土木工事作業を進めるときに必要な不可欠の業務であるから、Z1からC2に対し業務の指示がされていたことが明らかである。したがって、Z1が平成15年当時から土曜日を休日として運用していたとの原審の認定は誤りであり、また、C2の就労の必要性が高くなく、積極的に土曜日の就労を指示していなかったとの原審の認定は、不自然不合理である。さらに、C2の第4回団体交渉におけるC2の「仕事がなくとも」及び「業務がなかっても」という発言は、本来的業務であるミキサー車乗務のことを述べたものである。

ウ Z1の経営状況については、前記で述べたとおり、改善を要するほど業務量が減少していたとは考えられない。売上高がわずかに漸減していたものの営業利益は増加しており、黒字決算であるにもかかわらず、平成20年2月に経営会議を開催し、Z1土木再建計画案を検討しなければならぬ状況であったとは到底いえない。

エ 公的資格については、仮にC2と前田を除く8名の土木作業員が、車輛系建設機械運転技能講習修了証又は型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習修了証といった公的資格を有していたとしても、前者は整地・運搬・積込・掘削等の建設機械の運転であるが、現場でこれらの機械を運転するのは土木作業員の中でも一部の者だけであり、後者は、文字どおり型枠支保工の組立や解体の作業をする際に作業方法を

指示したり安全管理を行うための資格であり、現場の土木作業員の一人が持っているに足りるものであって、いずれも実際の土木作業に従事するにあたって必要となるわけではなく、また、C2が土曜日に従事していた作業についてはこれらの資格は必要でなかった。したがって、Z1が土曜日は公的資格のある従業員に就労を指示していたとの原審の認定は不合理かつ誤ったものである。

オ 原審は、一審原告加入後の平成20年12月27日の土曜日にZ1がC2に土曜日の就労を指示したことを挙げる。

しかし、当時Z1においてミキサー車に乗務していた従業員はC2だけであったところ、同日はZ1が加入していたC12協同組合の土曜稼働日であったため、プラント準備等のプラント関連作業が必要であり、Z1は4トンミキサー車を出勤させる可能性があったため、C2に就労を指示せざるを得なかったのである。したがって、この1日の出勤をもって、土曜日就労の拒絶がなかったということはできない。

カ 以上からすれば、C2が一審原告加入公然化後に土曜日就労を拒絶されたのは、労組法7条1号の禁止する不利益取扱であり、同条3号の禁止する支配介入に当たるといふべきである。

(一審被告の主張)

ア 一審原告の上記主張は、いずれも労働委員会及び原審における主張の繰り返しであり、いずれも理由がない。

イ Z1が土曜日を休日とする年間カレンダーを作成し、C2の一審原告加入公然化前である平成20年11月12日に同カレンダーを尼崎労働基準監督署に提出して受理されているから、土曜日が休日であることは明らかである。また、C2は、第4回団体交渉において、土曜日就労について、それが明示的に指示されていなかったことを自認している。したがって、Z1が、C2の一審原告加入公然化以前から土曜日を休日として運用しており、C2には明示的に土曜日就労を指示していなかった旨の原審の認定は何ら誤りはない。

ウ Z1の業務量は減少しており、経営改善を要する状態にあったとの原審の認定に誤りのないことは、前記のとおりである。

エ Z1の業務において必要な公的資格は、C2が有している玉掛、移動式クレーン、フォークリフトの資格ではなく、車輛系建設機械運転技能講習又は型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の修了証であるから、C2がこれを有していなかった事実には変わりはない。

オ 平成20年12月27日にC2に対し出勤を指示したのは、生コンに関する業務ではなく、土木作業を行うためであった。また、仮に、同日が大阪広域生コン協同組合の土曜稼働日であったことが就労指示の理由であったとしても、それはZ1が業務上の必要性に基づいて、土曜日就労の指示を行ったにすぎず、同指示及びこれに基づく就労が、不当労働行為意思の存在を否定する事情であることに何ら変わりはない。

い。

(6) 争点(6)(本件交渉申入れに対するZ1の対応は労組法7条2号の禁止する団体交渉の拒否ないし不誠実交渉, 同条3号の禁止する支配介入に該当するか否か)

(一審被告の主張)

ア 支配介入について

(ア) 原審は, C2の労働契約の変更が本件通知書により分会のみならず一審原告との間の団体交渉事項となった第2回団体交渉以降の, 労働契約の当事者はC2であるから労働組合である一審原告と事前に協議する必要はない旨のZ1の主張の趣旨を, (A)単に労働条件の変更に当たって事前に労働組合に通知して協議することはないというにとどまらず, (B)仮に組合側から労働条件等に関する具体的な団体交渉の申入れがあってもC2の労働条件等については契約当事者であるC2との協議を先行し, その後に申入れがあれば団体交渉に応じる, というのがZ1の基本姿勢であることの表明を含むものであるとの認定・評価を前提に, 組合幹部の公職選挙法違反が問題となった三井美唄炭鉱事件(最高裁昭和43年12月4日大法廷判決・刑集22巻13号1425号)における労働組合の組合員に対する統制権に関する判示部分を挙げ, この統制権を根拠に, 労働組合が団体交渉を申し入れたにもかかわらず, 使用者が組合員である労働者に対し, 個別にその労働条件等についての協議を求めることは, 労働組合の統制権を侵害し労組法7条3号が禁止する支配介入の不当労働行為に該当するとの規範を定立し, 前記Z1の回答は, 組合からの団体交渉の申入れがあった場合にも不当労働行為に当たる組合員との個別協議を先行させることが基本であることを意味するとし, このような回答は組合の統制権を侵害するものであり, 本件通知書による通知後である第2回団体交渉以降にあたっては, 支配介入に当たると判断している。

(イ) まず, 上記(A)については, 原審が正しく判断するとおり, 使用者には労働条件等の変更に当たって事前協議及び事前合意しなければならない義務はなく, Z1が事前協議及び事前合意の協定化を拒絶し, 自身の立場を維持したからといって, これが直ちに団体交渉の拒否に当たるものではない。したがって, (A)について支配介入に当たると判断する余地はない。

これに対し, (B)は, 一審原告及びC2がC2の労働条件等に関して不満を抱き, その変更についてZ1に団体交渉を申し入れた場合においても, およそZ1は組合の申入れには応じず, C2との協議を先行させるという, 団体交渉を拒否するに等しい態度を取ったことを意味するが, 本件においては, Z1の対応にBのような趣旨が含まれていたとはいえない。

まず、Z1は、分会の要求事項であるC2の労働契約を明らかにすることについて、第1回団体交渉において、雇用期間に定めのある有期の契約社員（非正規社員）であるが、C2を含めたZ1の社員に関する契約の詳細が曖昧になっているとの説明を行った上で、組合側の要求を受けて、次の団体交渉までに間にZ1の認識する労働契約の内容を書面化し、平成21年1月20日、C2に本件契約書を提示して契約内容の確認等を求め、一審原告に相談しなければ確認はできないであろうとして、一審原告に相談することを促し、団体交渉に応じることを伝えていた。

これに対し、一審原告は、第2画以降の団体交渉においても、本件事前協議協定と同様の協定を締結することという労使関係事項こそが全ての先決問題であるとしてこれにかたくなに固執し、C2の具体的な労働条件の話を進める旨のZ1の提案を何度も拒否した。Z1は、第2回以降の団体交渉において、C2の個別の労働条件（担当業務、土曜日就労、本件規則変更等）について話が及んだ際には、C2との協議を先行し、その後申入れがあれば団体交渉に応じるといった対応は全くしておらず、いずれについても理由を示して説明しており、原審もその回答内容に不足はなく不誠実な対応には当たらないと判断している。

このように、Z1は、第1回団体交渉以降、分会の具体的な要求事項であるC2の労働契約の内容について、一審原告がC2の労働契約の内容を覚知する機会を積極的に確保し、さらには団交に応じる旨を自ら明らかにしていたことからすれば、その対応に原審が上記（B）で認定したような趣旨が含まれていないことは明らかである。原審は、Z1は一審原告が具体的に指摘した個別の労働条件については不足のない説明をしており不誠実な対応には当たらない旨判断しているが、これはZ1の対応が上記（B）の趣旨を含むとの原審の認定と矛盾する判断にはかならない。

したがって、原審が支配介入の成立を認めるに当たって前提とした上記（B）の認定はそもそも誤りである。

(ウ) ある行為が支配介入に当たるか否かについては、原審も判示するように、当該行為の内容や態様、その意図や同期、当該行為がされた時期や状況といった諸般の事情を考慮した上で判断すべきところ、Z1は、一審原告がC2の労働契約の内容を覚知する機会を積極的に確保し、さらには団体交渉に応じる旨を自ら明らかにしていたこと、Z1の対応は、一審原告が労使関係事項たる事前協議の協定化を強硬に主張し、C2の具体的労働条件に関する話し合いの提案を幾度も拒絶する中でされたものであり、あくまでも事前協議の慣習化を避けることを企図してされたものと評価でき、一審原告を否認したり弱体化を図ったりする意図や動機は到底看取できない

ことに加え、Z 1 は具体的に協議の対象となったC 2の労働条件について不足のない説明をしていたことなどを総合的に判断すれば、Z 1の対応につき、支配介入の不当労働行為は成立しないことは明らかである。

イ 団体交渉拒否及び不誠実対応について

(ア) 原審は、労組法7条2号の成否を検討するに当たり、「そもそも使用者による回答ないし対案の申入れが不誠実なものと評価されるためには、その内容が少なくとも不当労働行為であったり、公序良俗に反したりするなど著しく不当なものであってはならない」という規範を定立し、Z 1の対応が労組法7条3号の支配介入に当たるから、団体交渉拒否ないし不誠実交渉に当たると判断している。

(イ) しかし、支配介入や公序良俗違反に当たる回答や対案を提示したからといって、団体交渉における実際の交渉状況その他の事情次第では不当労働行為が成立しないことも十分あり得るから、上記規範そのものがまず誤りである。

(ウ) また、Z 1の対応が支配介入には当たらず、著しく不当なものなどとはいえないのは上記アのとおりであるし、原審も判示するとおり、Z 1は、C 2の具体的な労働条件をめぐる交渉について、いずれも理由等を説明しており不誠実な対応とは認められないのであるから、Z 1と一審原告との団体交渉全体として評価すれば、団交拒否ないし不誠実交渉には該当しないことも明らかである。

(一審原告の主張)

ア 支配介入について

(ア) Z 1は、以下のとおり、一審原告からC 2と直接交渉をすることなく、直ちに一審原告と協議をすることを求められていた。それにもかかわらず、Z 1は、一貫して一審原告との事前交渉はせず、先にC 2と交渉するという立場を崩さなかった。このようなZ 1の基本姿勢は、労働組合である一審原告に加入し自己の労働条件に関する交渉を労働組合に委ねることによって労働条件の維持・向上を図ろうとするC 2にとって、労働組合よりも先に使用者であるZ 1と対応することを余儀なくさせるものであり、一審原告を嫌悪し、労使交渉における一審原告の役割を低下させるものであって、一審原告の弱体化を図るものとみるのが相当であり、労組法7条3号の禁止する支配介入に該当する。

(イ) 一審原告は、第1回団体交渉後、Z 1に対し、C 2の労働条件の改善を求め、直ちに一審原告と協議して解決を図ること及びC 2と直接交渉をしないよう申し入れた。

これに対し、Z 1は、C 2に対して直接本件契約書を提示して署名押印を求めており、これは、原審が判示する「仮に組合側から労働条件等に関する具体的な団体交渉の申入れがあっても、C 2の労働

働条件等については契約当事者であるC2との協議を先行し、その後には申入れがあれば団体交渉に応じる」というZ1の基本姿勢を示すものである。

Z1は、第2回団体交渉においても、一審原告との事前交渉はしないという回答に固執し続けたので、一審原告は、そのようなZ1の誤った基本姿勢を改めるよう求めてきたが、Z1はその立場を崩さなかった。確かに、Z1の具体的内容に進めていこうという提案に対し、一審原告が消極的な対応をしたことはあったが、それは、Z1の上記誤った基本姿勢に一審原告として応じられないからであり、Z1の対応は、原審の判示するとおり、事前協議及び事前合意の協定化を拒否する延長上、C2の労働条件に関する事前協議をも拒んでいたとみるべきである。

第2回団体交渉以降の交渉において、一審原告は、C2の担当業務が変えられたこと、土曜日就労がなくなったこと、一審原告との協議もなく就業規則が変更されたことについて指摘をし、これに対しZ1も一応の回答をしてきたが、これらの議論がされたことによって、上記のようなZ1の基本姿勢が改められたわけではなかった。

(ウ) 以上のとおり、Z1は、一審原告からC2と直接交渉をすることなく直ちに一審原告と協議することを求められていたが、一貫して一審原告との事前交渉はせず、先にC2と交渉するという立場を崩さなかった。

このようなZ1の基本姿勢は、一審原告を嫌悪し、労使交渉における一審原告の役割を低下させるものであって、一審原告の弱体化を図るものとみるのが相当であり、労組法7条3号の禁止する支配介入に当たる。

イ 団体交渉拒否及び不誠実対応について

労使交渉において、使用者の回答や対案の申入れの内容が不当労働行為に該当するものであったり、公序良俗に反するものであったりする場合には、誠実な交渉ということはできないことはいうまでもない。本件では、Z1は一審原告に対する支配介入に当たる回答に固執し、一審原告が労働者の団結権や団体交渉権の意義を繰り返し説明して翻意を求めても、これを改めることはなかったのであるから、不誠実交渉に当たることは明らかである。

(7) 争点(7)(一審原告との事前協議を経ることなく行われた本件規則変更及びこれに基づくC2の遅刻扱い、平成21年2月分以降の時間外手当の不支給、C2に対する本件契約書、退職金共済加入申込書への署名押印の要求は、それぞれ労組法7条3号の支配介入に該当するか)

(一審原告の主張)

ア 本件事前協議協定の効力について

原審は、本件事前協議協定は、協定締結当時の組合員らの移籍によ

って労使関係が終了し、同協定の効力も消滅したと判示した。

しかし、一審原告は、生コン産業で就労する労働者を横断的に組織する労働組合である。Z1分会の分会員が一時的にいなくなったとしても、潜在的に組合員になるべき労働者がいたことからすれば、特段の終了原因が存在しない以上、本件事前協議協定は失効していないとみるのが相当である。

本件事前協議協定には、有効期間の定めはなく、解約等の手続もされていない。協定の内容は一時的な問題の処理のために定められたものではない上、当事者である一審原告とZ1とは労使とも存在しており、Z1の労働者が一審原告の加入すれば直ちに上記協定が適用され得る状態であった。

なお、本件団体交渉申入れ時の要求事項は平成15年の公然化時の要求事項と同一の内容であるが、同じ書式のものを使用したにすぎず、一審原告において本件事前協議協定が失効していると考えたためではない。本件事前協議協定は、一審原告の求めている事前協議事前合意（組合員に影響を与える問題（身分・賃金・労働条件等の変更）について、会社は事前に組合と協議して労使合意の上で円滑に行われること）ではなく、事前協議の合意にすぎなかった。したがって、改めて同一の要求事項を申し入れたのであり、一審原告が今回の団体交渉申入れ時に本件事前協議協定に言及していないことも、同協定の有効性について消長を来すものではない。

したがって、本件事前協議協定は失効しておらず、C2にも適用されるというべきであるから、Z1が同協定に基づく事前協議を行わないことは、一審原告を無視ないし軽視するものであるから、労組法7条3号の支配介入に該当する。

イ 本件規則変更について

(ア) 原審は、就業規則の変更は、一審原告が労働条件等の改善を団体交渉事項とした第2回団体交渉よりも前に行われたものであるから不当な支配介入には当たらないと判示した。

(イ) しかし、一審原告は、第1回団体交渉前の申入書の要求事項③において、「組合員に影響を与える問題（身分・賃金・労働条件等の変更）については、会社は事前に組合と協議して、労使合意の上で円満に行われること」を申し入れた。これは、単に組合員の労働条件等についての事前協議事前合意を抽象的に協定化することだけでなく、公然化したC2に対する解雇や仕事の取り上げ等の不利益取扱等を阻止するために、組合員の労働条件等の変更については事前に一審原告と協議することをも申し入れているのである。したがって、原審がC2の労働条件の改善が団体交渉事項になったのは就業規則変更後の第2回団体交渉からであると認定したのは誤りであり、一審原告は第1回団体交渉からC2の労働条件について協議

を申し入れていたにもかかわらず、Z1は、そのときから一審原告とは交渉しないで先にC2と交渉する旨の主張を繰り返す、一審原告の求める事前交渉に応じないという対応を取り続けた。

(ウ) 上記(イ)のとおり、一審原告がZ1に対し、C2の身分・賃金・労働条件等の変更について事前に一審原告と協議して労使合意の上で円満に行われるよう申し入れたのであるから、C2の労働条件に関わる就業規則を変更する以上、Z1は、誠実交渉義務の一環として、一審原告に対し、C2の労働条件の変更を実施する前に一審原告に説明を行うべき義務があるというべきである。

したがって、Z1が就業規則の変更内容を一審原告に伝えず、一審原告との協議を経ないまま就業規則を変更したことは、一審原告を殊更無視ないし軽視することによってC2に動揺を与えようと企図したものと解さざるを得ず、労組法7条3号の支配介入に該当するといふべきである

#### ウ 時間外手当の支給停止

原審は、就業規則の変更に基づく時間外手当の変更は、就業規則の変更が、労働条件等の改善を団体交渉事項とした第2回団体交渉よりも前に行われたものであるから不当な支配介入に当たらないと判示した。

しかし、Z1が支給していた本件時間外手当は、実際の時間外労働の有無にかかわらず支給されていたものであり、これを支給しなくなることは労働条件の不利益変更にあたり、義務的団交事項であった。

したがって、Z1が、一審原告との協議を経ないまま本件時間外手当を支給しなくなったことは、本件事前協議協定に抵触するのみならず、一審原告を殊更無視ないし軽視することによってC2に動揺を与えようとするものであるから、支配介入にあたる。

#### エ 本件就業規則変更に基づく遅刻扱い

原審は、本件就業規則の変更に基づく遅刻扱いについては、就業規則の変更が、労働条件等の改善を団体交渉事項とした第2回団体交渉よりも前に行われたものであるから不当な支配介入に当たらないと判示した。

しかし、前記イのとおり、Z1が、C2に変更後の就業規則を適用することは不当労働行為に該当する違法行為に当たり、これをもって遅刻と扱うことは許されない。したがって、一方的に変更した労働時間に基づいて、C2に遅刻のペナルティを課し、賃金から遅刻相当分を控除したことは、一審原告を無視ないし軽視することにより、一審原告に打撃を与えようとするものであるから、支配介入にあたる。

#### オ 本件退職金共済加入申込書への署名・押印の要求

原審は、C2に対する退職金共済加入申込書への署名押印の要求も単にC2の意思を確認したにすぎず、一審原告を軽視したものとはい

えないから労組法7条3号の禁止する不当な支配介入に当たらないと判示した。

しかし、本件退職金共済加入申込書への署名押印の要求は、C2の賃金や労働条件の変更を求めるものであるから、一審原告を通じて行うべきものである。このようなZ1の行為は、C2の賃金や労働条件の変更について協議を求めている一審原告を殊更無視ないし軽視する一連の対応の一つであり、C2に動揺を与えようと企図したものであるから、労組法7条3号の禁止する支配介入にあたる。

カ 本件雇用契約締結要求について

原審は、C2に対する本件契約書への署名押印の要求は、その後団体交渉が行われることを前提としてZ1が第1回団体交渉で説明したところに従い、契約書の形で書面化したものをC2に示したにとどまるから、労組法7条3号の禁止する支配介入に当たらないと判示した。

しかし、C2の労働条件に関する事項は、団体交渉の要求事項の一つとして、既に一審原告からZ1に対してされていたものであるから、Z1は一審原告に対し、誠実交渉義務の一環として、事前の一審原告に対して説明を行うべき義務がある。ところが、Z1は、本件契約書を一審原告に示すこともなく、一審原告の頭越しにC2へ同契約書を示したが、同契約書をC2に交付することもしておらず、一審原告にその内容を検討する機会すら与えようとしていないのである。すなわち、Z1は、同契約書の内容を団体交渉において協議する気など毛頭なく、一審原告の頭越しにC2に示して署名押印させようとしたものと考えざるを得ない。したがって、Z1が一審原告との協議を経ないまま本件契約書をC2に示したことは、一審原告を殊更無視ないし軽視することによりC2に動揺を与えようと企図したものであるから、労組法7条3号の禁止する支配介入に当たるといふべきである。

(一審被告の主張)

ア 本件事前協議協定の効力について

労働協約である本件事前協議協定は、労使関係の存在を前提に締結されたものであるところ、一審原告とZ1は、本件事前協議協定締結の約1か月後である平成15年9月24日、組合員の未払賃金等について団体交渉を行い、その後複数回の団体交渉を経て労使関係を終了させる方向で一致し、これを前提にC9らを他社に移籍させることとして協議を重ねた結果、同年12月16日、Z1と一審原告とは労働者がC10に移籍することを確認すること等を内容とする協定を締結し、これに基づき同人らのC10への移籍及びZ1とC10との間の運送委託契約の締結がされている。したがって、一審原告とZ1とは、合意により、本件事前協議協定を含め労使関係を終了させたといふべきである。また、当時有効な事前協議協定が存在しなかつたことは、一審原告

がZ1に対して事前協議事前合意協定の締結を迫ったことにも現れている。

このように、平成20年11月27日の団体交渉申入れ当時、有効な事前協議協定は存在しなかったのであるから、当時有効な事前協議が存在することを前提として、就業規則の変更等が労組法7条3号の支配介入に当たるとする一審原告の主張は失当である。

イ 就業規則の変更等について

一審原告は、平成20年11月27日付け団体交渉申入書の要求事項③において、「組合員に影響を与える問題（身分・賃金・労働時間の変更）については、会社は事前に組合と協議して、労使合意の上で円満に行われること」を挙げていることを手がかりとして、一審原告は、第1回団体交渉の時点でC2の労働条件について協議を申し入れていたと主張する。

しかし、申入書の要求事項③については、その文言からすれば、一審原告の要求内容は、Z1に対し、組合員の労働条件の変更に関し、①事前に一審原告と協議すること、②その実行に際しては一審原告の承諾を得ること、の2点にあるのは明白であり、C2の具体的な労働条件について言及されていないことからすれば、上記要求事項は、もっぱら、一審原告・Z1間の一般的な集团的労使関係に関する事項である事前協議事前合意の協定化を意味するというべきである。

したがって、平成20年11月27日当時、有効な事前協議協定は存在せず、一審原告のが指摘する上記団交申入書中の要求事項については、原審も説示するとおり、専ら事前協議事前合意の協定化を求める趣旨と解すべきであり、また、一審原告主張の趣旨が含まれていたとしても、Z1がこれに応じる義務は負わないから、平成20年11月27日以降、Z1が、組合員の労働条件等の変更については事前に一審原告と協議し、一審原告と合意の上で実施するという上記要求事項に応じなければならないことを前提に、これがされていないことを理由として、就業規則の変更等が労組法7条第3号の支配介入に当たるとする組合の主張は、その前提を欠き失当である。

- (8) 争点(8) (一審原告が平成21年5月26日以降、6回にわたって団体交渉の申入れを行ったか、申入れが認められる場合、申入れに対するZ1及びZ2の対応が労組法7条2号及び3号に違反するか否か)

(一審原告の主張)

ア 原審は、C1がC2に対し団体交渉開催について書面でするよう要求したことについて、C2が積極的に団体交渉の日程調整を求めておらず、むしろC2の提示した候補日は既に予定があったことから、C1は別の候補日を書面で提示するよう求めたにすぎないのに、C2は自ら積極的に団体交渉開催に向けて候補日を提示することなく漫然と口頭で団体交渉の日程を確認することを繰り返していたにすぎないと認

定した上で、一審原告において積極的に団体交渉開催に向けた日程調整を行う姿勢が認められない以上、Z1において自ら日程を提案するなど団体交渉開催に向けた調整をしなければならない義務までは認められないから、Z1の対応は団体交渉拒否や不誠実交渉に当たらないと判示した。

イ 一審原告とZ1とは、平成21年4月22日に第4回団体交渉を開催したが、この開催日は文書のやりとりをすることなく決定された。その後、C2は、平成21年5月26日以降、同月29日、同年6月5日、同月8日、同月10日、同月12日と6回にわたって団体交渉を口頭で申し入れたが、Z1は、仕事申中だとして拒否しただけでなく、一審原告から書面により開催希望日を知らせることに固執し、C2が求める開催日の調整すら行おうとしなかった。

原審は、C2が自ら積極的に団体交渉開催に向けて候補日を提しなかったように認定するが、C2は、まず6月2日か同月4日を提示しているのであり、これに対しZ1側が都合が悪いと断ってきたのでZ1側に都合のよい日を提示するように求めたが、Z1側が書面で開催日の提示を求めるだけで口頭での開催日の調整に応じようとしていないのである。

ウ もともとZ1と一審原告との間では、団体交渉の開催日について書面で申入れするとの慣行はなく、第2回団体交渉から第4回団体交渉は、一審原告が団交申入書を提出しなくても日程を調整されていた。Z1は、C2が団体交渉の開催日の調整を求めているのであるから、書面による開催日の提示に固執することなく、開催日の調整に応じなければならなかった。このように団体交渉の日程を書面で求めるZ1の対応は、一審原告との団体交渉を正当な理由なく拒否する団交拒否に当たるといふべきである。

(一審被告の主張)

ア 一審原告は、平成21年5月26日から同年6月12日の6回にわたってC2がZ1に対し団体交渉を申し入れたことを前提として不当労働行為を主張し、原審も本件手帳を根拠として上記申入れの事実を認めているが、そもそも本件手帳は証拠としての証明力に乏しく、争いのある事実を認める証拠たり得ないから、本件命令のとおり、C2が団体交渉を申し入れた事実自体が認められない。

イ 仮に団体交渉の申入れが認められるとしても、従前の団体交渉の申入れはいずれも書面で行われており、労使間において、多くの場合団体交渉の調整が書面において行われ、それは容易なことであることから考えると、Z1が書面による申入れを求めたことが団体交渉の拒否にあたることは到底いえない。

ウ また、一審原告の主張によっても、C2は、C1からC2が提案した日には予定が詰まっているため違う日を決めて書面を出してほしい

と言われたにもかかわらず、その後、同年6月5日、同月8日及び同月10日には、候補日を提示することなく、「団体交渉の日程はどうなってますか。」などと漫然と口頭で繰り返していたにすぎないのであるから、一審原告が団体交渉開催に向けて積極的に日程調整を求めたということはできず、いずれにしてもZ1が団体交渉を拒否したとはいえない。

- (9) 争点(9) (本件カメラの設置が労組法7条1号の不利益取扱い、同条3号の支配介入、同条4号の本件救済命令申立てを理由とする不利益取扱いに当たるか)

(一審被告の主張)

ア 原審は、C2が倉庫を待機場所とするようになった平成21年2月中旬の約10か月後である平成21年12月9日ころに、Z1が倉庫に本件カメラを設置したことについて、C2が自らの意思であるとはいえず倉庫を待機場所としていた中で本件カメラが設置されたこと、Z1が設置理由として挙げた、ガスボンベ缶の遺棄、発電機の盗難被害及び同業他社の会社荒らしの被害は、事実として認められないものもある上、本件カメラ設置よりもかなり以前であり、仮に倉庫の防犯体制の向上という目的があったとしてもそれは副次的なものであること理由に、本件カメラの設置は、C2に対し、その倉庫内における行動を監視する態勢を整えることで、精神的な圧力をかける嫌がらせ行為であり、労組法7条1号、3号及び4号の不当労働行為に当たると判断した。

しかし、本件カメラは、あくまでも防犯目的により設置されたのであって、一審原告の組合員であることや本件救済申立てを含む組合活動を理由に設置されたものではない。

イ まず、C2は、業務命令として倉庫待機を命じられたものではなく、専ら自らの意思により倉庫を待機場所としていた。そして、原審も認定するとおり、C2が事務所内において待機できなかった理由として一審原告が主張する事情は認められず、C1も、事務所に入って待機するよう促していたように、C2はいつでも倉庫以外を待機場所とすることが可能であった。また、C2が倉庫待機を始めた平成21年2月以降、Z1はいつでも倉庫にカメラを設置可能であったにもかかわらず、実際にカメラが設置されたのは、倉庫待機から約10か月も経過してからであったからC2の監視が目的というには期間が経過しすぎている。このような事情からすれば、C2の一時的な待機場所となっていた倉庫に本件カメラを設置したことをもってC2の監視を目的とする嫌がらせであったということはできない。

ウ そこで、C2が倉庫待機を開始して以降に生じた事情を検討すると、Z1は、以前から敷地出入口1か所を含め本件敷地内に2か所に防犯カメラを設置していたが、倉庫には設置していなかったところ、倉庫

には定価70万円から80万円するものを含む価値ある土木工事用機械等が保管されていたが、窓から内部に侵入できる構造であったこと、平成21年2月16日にガスボンベ缶が倉庫裏に20個ほど捨てられていたという不審な出来事があったこと、同年夏頃には、Z1が倉庫に保管していた定価50万円から60万円の発電機が盗難被害に遭い、また、同業者から会社荒しの被害に道つたとの話を聞いたという事情もあった。そして、本件カメラについては、C2が休職した後も特に取り外されるようなことはなく、現在も倉庫内の同じ場所において稼働している。

エ このように、C2はいつでも倉庫以外を待機場所とすることが可能であったところ、C2が倉庫を待機場所としてから本件カメラが設置されるまで相当の期間があること、その間、不審な出来事等の発生によりZ1にとって防犯カメラを設置する必要性が生じていたことからすれば、本件カメラは、C2の倉庫待機後に生じた不審な出来事等を受け、Z1においてその対応を検討した結果として、C2や一審原告とは関わりなく防犯目的で設置されたものというべきであって、C2の一審原告への加入や組合活動、本件救済申立てを理由にされた同人の監視を目的とする嫌がらせなどと認めることはできないから、不当労働行為意思に基づく不利益取扱いには当たらず、支配介入にも当たらない。

(一審原告の主張)

ア C2は、一審原告加入公然化の日に、生コンプラントを施錠されて生コンプラントのメンテナンス業務を奪われ、その後、本件ミキサー車を売却され、ミキサー車乗務の業務とそれまでの待機場所(ミキサー車の運転席)を奪われた。Z1の事務所は、C2が倉庫整理を命じられた時点ですでにオートロックがかけられ、事務所内には、C2を敵視して暴言や不当労働行為発言を投げかけるC13社長らがいた。このような環境の中では、C2に待機する場所は倉庫以外にはなかった。

イ 発電機の盗難に遭ったのであれば、Z1は盗難届を出すはずであるが、そのような事実はないし、倉庫で備品を見ているC2が盗難の事実を全く知らないということもあり得ない。また、平成21年2月や同年夏に盗難の事実があったにもかかわらず、数か月後の同年12月に突如として防犯目的にカメラを設置するのは不自然であって、盗難の事実があったとは認められない。

ウ 以上の事実関係からすれば、本件カメラの設置は防犯目的ではあり得ず、原審の判示するとおり、C2の一審原告組合員という地位及び本性救済命令の申立てをするなどの活動を理由として、倉庫に所在するC2の活動の監視を目的として行われたものであり、C2の言動を萎縮させ圧迫する効果を持つものというべきであるから、本件カメラの設置は、労組法7条1号及び4号の不利益な取扱い、同条3号の支

配介入に該当する。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、一審原告の請求は、本件命令中、府労委がC1発言及びC3発言を不当労働行為と認め発した救済命令を取り消して一審原告の救済命令申立てを棄却した部分の取消しを求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきであると判断するが、その理由は、原判決を次のとおり補正し、次項に当審における当事者の主張に対する判断を示すほか、原判決の「事実及び理由」第3の1ないし9に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決124頁20行目冒頭から128頁5行目末尾までを次のとおり改める。

「 以上の一審原告とZ1の間のやりとりを前提として、Z1の対応が誠実に団体交渉に対応したものといえるかをみるに、Z1は、一審原告の要求する事前協議及び事前合意の協定化については、終始一貫してそれはできない旨回答しているが、C2の個別の労働条件については、第1回団体交渉から実質的な協議には応じて説明をしており、C2の労働条件の改善が交渉事項の一つとなった第2回団体交渉以降においても、事前協議にこだわる一審原告に対し、C2の個別の労働条件についての話に入ろうと持ちかけていたものである。一審原告は、これに対し、Z1がC2の個別の労働条件の話を持ちかけても、それには入らずに、C2の労働条件についてはC2とまず協議してから一審原告と協議するとのZ1の基本的姿勢の撤回を求めて、事前協議及び事前合意の協定化に固執していたものである。そうすると、C2の労働条件等についてはまずC2に話をし、その後一審原告から団体交渉の申入れがあれば応じるとの趣旨のZ1の回答は、あくまで一審原告の要求する事前協議及び事前合意には応じない趣旨を明らかにしたものにすぎず、一審原告側から労働条件等に関する具体的な団体交渉の申入れがあっても、契約当事者であるC2との協議がなければそれには応じない趣旨を含むものではないというべきである。

前記のとおり、使用者が、労働条件等の変更に当たって労働組合との事前協議及び事前合意の協定化を拒絶する立場を表明し、それを維持したからといって、これが直ちに団体交渉の拒否に当たるものではない。上記のとおり、Z1は、第2回団体交渉以降において、C2の労働条件に関し問題となった事項について、Z1の立場で回答をし、また団体交渉を行う姿勢を示しているから、第2回ないし第4回団体交渉におけるZ1の対応が、団体交渉の拒否ないし不誠実交渉に当たるといえることはできない。

ウ したがって、Z1の前記回答が団体交渉の拒否ないし不誠実交渉に当たるとする一審原告の主張は採用することができない。

(4) 支配介入への該当性

Z 1 が、一審原告との事前協議及び事前合意には応じない、C 2 の労働条件等についてはまずC 2 に話をし、その後一審原告から団体交渉の申入れがあれば応じるとの趣旨の回答をしたことが不当労働行為である支配介入に該当するかについて検討する。

ア 一審原告は、Z 1 の上記回答は、労働組合である一審原告に加入し自己の労働条件に関する交渉を労働組合に委ねることによって労働条件の維持・向上を図ろうとするC 2 にとって、労働組合よりも先に使用者であるZ 1 と対応することを余儀なくさせるものであり、一審原告を嫌悪し、労使交渉における一審原告の役割を低下させるものであって、一審原告の弱体化を図るものとみるのが相当であり、支配介入に当たると主張する。

ある行為が支配介入に当たるか否かについては、前記のとおり、当該行為の内容や態様、その意図や動機のみならず、行為者の地位や身分、当該行為がされた時期や状況、当該行為が組合の運営や活動に及ぼし得る影響を総合考慮し、組合の結成を阻止ないし妨害したり、組合を懐柔し、弱体化したり、組合の運営・活動を妨害したり、組合の自主的決定に干渉したりする効果を持つものといえるかにより判断すべきである。

そこで、この点について、Z 1 の前記回答を検討する。

まず、前記(3)で認定したとおり、Z 1 の前記回答は、一審原告との事前協議及び事前合意には応じないが、C 2 の労働条件等について、C 2 と話をするまでは、一審原告からの団体交渉にはおよそ応じない趣旨を含むものではなく、Z 1 の前記回答は、団体交渉の拒否ないし不誠実交渉には該当しない。

また、Z 1 は、C 2 と先に交渉するといっても、実質的にはC 2 に労働条件等の内容を知らせた上で一審原告に相談するように促し、必要があれば一審原告と協議して団体交渉事項とすることもいとわない姿勢を示しており、この点は、一審原告に対する関係で事前協議及び事前合意には応じないZ 1 の基本姿勢を貫徹する限度においてされているものと評価できる。

そして、現に第2回ないし第4回の団体交渉においても、C 2 の労働条件等については、Z 1 の側から実質的協議に入ることを申し入れ、内容について問われた際には回答をしており、C 2 の労働条件等についていつでも団体交渉に応じる姿勢を示しているといえる。

そうすると、このようなZ 1 の対応は、組合の結成を阻止ないし妨害したり、組合を懐柔し、弱体化したり、組合の運営・活動を妨害したり、組合の自主的決定に干渉したりする効果を持つものとはいえないから、Z 1 の前記回答が支配介入に当たるとすることはできない。

イ なお、原審が支配介入を判断するに当たって言及した組合の統制権

について触れると、労働組合は、憲法28条による労働者の団結権保障の効果として、その目的を達成するために必要であり、かつ合理的な範囲内において、その組合員の行動を規制する統制権を有するものと解される（最高裁昭和43年12月4日大法廷判決・刑集22巻13号1425頁参照）が、かかる統制権はその性質上、基本的には、各組合員の行為を組合活動との関係でどこまで制約し得るかという観点からそのあり方が問題となるものであって、本件のように、労働組合が使用者に対して団体交渉を申し入れた場合において、使用者が労働者である個々の組合員と個別に協議・交渉を行うことの適否については、端的に労働組合法上の不当労働行為等に該当するか否かを問題とすれば足りる。

ウ なお、一審原告は、平成15年に締結された本件事前協議協定は、本件交渉申入れ当時も有効であってC2にも適用されると主張するが、後記7(2)で判示するとおり、本件事前協議協定は、本件交渉申入れ時には効力が消滅していたと解されるから、一審原告の主張は採用することができない。

エ 以上によれば、Z1が事前協議及び事前合意には応じない、C2の労働条件等についてはまずC2に話をし、その後一審原告から団体交渉の申入れがあれば応じるとの趣旨の回答をし続けたことは、労組法7条2号の禁止する団体交渉の拒否ないし不誠実交渉にも該当しないし、また、同条3号の禁止する支配介入にも該当しないというべきである。」

(2) 原判決131頁15行目冒頭から同頁22行目の「一方」までを次のとおり改める。

「(6) 以上のとおり、事前協議及び事前合意の協定化に応じなかったことは、団体交渉の拒否ないし不誠実交渉に該当するものではなく、Z1が基本姿勢として一審原告と事前に協議することはせず、まずC2と協議し、その後、一審原告から団体交渉の申入れがあればこれに応じる旨を述べ、その姿勢を固持したことは、支配介入及び不誠実交渉に該当しない。

そして、」

(3) 原判決139頁7行目冒頭から22行目末尾までを次のとおり改める。

「(イ) Z1では、平成21年夏頃、倉庫に保管していた発電機（定価50万円から60万円）の盗難被害があった。また、そのころ、Z1の複数の同業者から、プレートや発電機が盗まれる被害に遭ったことを聞いていたし、また被害防止のため、防犯カメラを設置した話も聞いていた。」

(4) 原判決140頁7行目冒頭から141頁12行目末尾までを次のとおり改める。

「上記を前提として検討するに、平成21年ころ、発電機等が盗ま

れる被害が多発し、Z 1においても、そのような被害が生じていたことが認められる。そして、一般的にいても、小規模な事業所の倉庫は夜間には無人になり、必ずしも防犯面において万全の対策がされているわけではなく、また、相当程度の額で転売が可能な工作機等が保管されていることもあって、盗難に遭う可能性が十分あると考えられる。そうすると、倉庫内にカメラを設置して盗難を防止しようとすることは相応に合理的な理由があるといえることができる。

以上によれば、C 2が倉庫内を待機場所としていたとしても、これがZ 1の指示ではないことは一審原告も認めるるところであるし、本件カメラが設置されたのが、本件救済命令申立ての後であることを考慮しても、本件カメラの設置自体は、施設の適切な管理として是認できるものといえることができるから、これをもって、殊更にC 2の組合活動を理由として設置されたものといえることは困難である。

そうすると、本件カメラの設置が労組法7条1号の不利益取扱い、同条3号の支配介入、同条4号の本件救済命令申立てを理由とする不利益取扱い等に当たるといえることはできない。」

## 2 当審における当事者の主張に対する判断

### (1) 争点(1)(Z 2の使用者性)について

ア 一審原告は、本件手帳によれば、C 2は、日々の大半の業務を、Z 2に出向していたC 4の直接の指揮命令下で行っていたことが認められるから、Z 2が雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的にC 2の業務を支配、決定することができる地位にあったことは明らかであり、Z 2はC 2の使用者に当たると主張する。

しかしながら、本件手帳のプラント準備、プラント洗い、プラント整備に係る記載内容を採用することができないことは、原判決の説示(57頁21行目から71頁10行目)のとおりである。そして、Z 2には、Z 1からC 4のほか4名が出向しており、C 2は、プラント関連業務が生コン出荷業務と関連性があることから、事実上プラント関連業務を行っていたことがあるにとどまり、本件手帳の記載から、C 2が日々の大半の業務をZ 2に出向していたC 4の直接の指揮命令下で行っていたことは認められず、Z 2が雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的にC 2の業務を支配、決定できる地位にあったとは認められないから、一審原告の主張は採用することができない。

イ 一審原告は、Z 1及びZ 2において、本件手帳に記載された「プラント準備」と「プラント洗い」について、土木工事から置き換えた偽装であったという主張を一切していないのであるから、偽装の可能性を否定できないとした原審は不意打ちの判断をしていると主張するが、Z 1及びZ 2は、一貫してC 2は生コンの製造や管理業務に従事しておらず土木業務にしか従事していないと主張していた(原審Z 1第1準備書面4頁4行目から同頁6行目等)のであるから、上記判断は不

意打ちには当たらず、一審原告の主張は採用することができない。

ウ 一審原告は、「プラント準備」は、遅れが許されず比較的短い時間で行うという特質を有する作業であり、「プラント洗い」も短い時間の作業という点では同様であり、そのような短い時間に代わって従事できる土木作業は存在しないと主張するが、土木作業としてそのような短い時間の仕事だけを想定する必要はないし、またそのように認めるに足りる証拠はない。したがって、一審原告の主張は採用することができない。

エ 一審原告は、C 2には労働法に関する知識があるわけではないから、使用者性の争点を踏まえて、本件手帳に有利な記載をするということとはできないし、内容的にもC 4の指示ということはあえて記載されていないのであるから、そのような意図に基づく記載ということとはできないと主張するが、本件手帳の作成が開始されたのは、C 2が一審原告に加入した時期として自認する平成20年9月頃以降であり、一審原告から、Z 2の使用者性等をめぐる労使紛争を見込んで本件手帳を作成・記載するよう指示が出されたことは考えられるし、また、C 2が本件手帳を毎日退社後作成していたと認めることができないことは、原判決が説示する（60頁16行目から61頁15行目）とおりであって、労使紛争が顕在化してから、自己に有利な証拠とする意図で事後的に作成された疑いも否定できない。

したがって、一審原告の主張は採用することができない。

オ 一審原告は、本件手帳の1冊目には備車に関する記載はないが、2冊目から備車業者名である「C 5」の備車台数が記載されているのは、C 2が、出荷業務に従事させてもらえなくなったため、出荷量を記録することを目的に備車台数を記載し始めたものであるから、1冊目に記載がないからといって、その日に備車による出荷がされていないことにはならず、これを理由に本件手帳の信用性を否定することはできないと主張する。

しかし、本件手帳において、C 2自身の業務として「出荷」の記載がある日においても「C 5」の記載がある日があるなど、一審原告の主張と矛盾する記載があり、一審原告の主張は直ちに採用することができない。

カ 一審原告は、C 2が当初「プラント準備」におけるパソコンや配電盤の操作について述べなかったのは、あえて述べる必要性がないと考えていたからにすぎず、これを理由に本件手帳に「プラント準備」との記載があることの信用性は否定されないと主張するが、C 2がプラント関連業務に従事していたか否かが主要な争点の一つである本件において、重要なプラント準備作業の一環であるパソコンや配電盤の操作について、述べる必要性がないと考えるというのは不自然であり、一審原告の主張は採用することができない。

キ 一審原告は、工場長であるC4は、プラント業務を1人で取り仕切っており非常に多忙であったから、C2がプラント準備やプラント洗いを担当することになったのであり、C2が本件手帳に記載の業務を行っていたとしてもC4の業務がなくなるわけではないから、本件手帳の記載の信用性は否定されないと主張するが、Z2には、Z1からC4のほか合計4名が出向していた（原判決54頁21行目から同23行目）のであるから、C4がプラント業務を一人で取り仕切っていたことを前提とする一審原告の主張はその前提を欠き採用することができない。

(2) 争点(2) (C1発言が労組法7条3号の支配介入に該当するか)

ア 一審被告は、C2は、一審原告らの不法行為を見聞きし、一審原告に同調しておらず、Z1側の人間というべきであって、一審原告に対し強い批判をしていたものであり、また、C3を含むZ1の取締役らと良好で親しい間柄であったから、そのようなC2の一審原告加入が公然化されたことはC1にとっては正に驚愕すべき事態であるから、C1発言は、不法行為を繰り返していたという一審原告に帰責されるべき過去の経緯を踏まえて、C2を憂慮する心情からされたものであると見るべきであると主張する。

しかし、原判決も認定するとおり、C2が一審原告の活動に強い批判をしていたことを認めるに足りる的確な証拠はなく、仮にC2を憂慮する心情からされた部分はあるとしても、逆にいえば、C1発言は、C1の一審原告に対する強い批判意識によってされた面があることを自認しているものといえることができる。したがって、一審被告の上記主張は採用することができない。

イ 一審被告は、C1発言は、全体として見れば、Z1とC10との商取引を巡る対立状況にC2が利用されているのではないかとこの憂慮の念から行われたやむを得ざる発言であって、組合を殊更に否認し、あるいはC2を一審原告から脱退させる意図をもってしたものとはいえないと主張する。

しかしながら、仮に、一審被告が主張するZ1とC10の対立状況等の経緯を前提としても、C1発言の内容は、一審原告に対する極めて否定的な評価を前提に、C2に対し一審原告に関与しないことを強く勧めるものであって、これによりC2が一審原告における活動を控え、あるいは脱退を決意するおそれが十分認められるから、C1発言は、労組法7条第3号の支配介入にあたること認められる。組合がC1発言に対して抗議をせず、C1発言によってC2及び一審原告の組合活動に実際に影響が及ばなかったとしても、上記おそれがある発言であるとの評価は左右されず、また、仮に、C1が、一審原告に関与しない方がC2にとってためになるとの情をもっていても、支配介入にあたる発言が正当化されるわけではない。

したがって、一審被告の主張は採用することができない。

(3) 争点(3) (C3発言が労組法7条3号の支配介入に該当するか)

一審被告は、C3発言についても、C2が一審原告に対し強い批判をしていたこと、C3を含むZ1の取締役らと良好で親しい間柄であったことを前提に、C2を憂慮する心情からされたものであると見るべきであると主張するが、これが採用できないことは前記(2)アで述べたとおりである。

一審被告は、C3発言は、一審原告加入の経緯について尋ねるものすぎず、組合活動を批判したり、脱退を示唆したりするような内容は全く含まれていないのであって、C2に組合活動を抑制させる意図ではなく、不満を少しでもくみ上げようという心情に基づいてされたものであり、C1発言と同様、組合はC3発言に抗議していないし、発言によって組合の運営及びC2の組合活動に影響が及ぶおそれがあったとはいえず、現に何らの影響も生じていないから、C3発言は、労組法7条第3号の支配介入にはあたらないと主張する。

しかしながら、C3発言は、C2が一審原告への加入を公然化した当日である平成20年11月27日、C3が、Z1の工事現場に押しかけた一審原告組合員らの行動を証拠保全のためビデオ撮影しようとし、組合員らとの口頭での応酬があった後、一度Z1本社事務所に戻り、そこから上記工事現場に向かうC2運転のミキサー車に乗り込んだ上でされた発言である(原判決82頁6行目から83頁5行目)ことからすれば、直接一審原告を批判するような内容は含まれていないものの、C2の一審原告への加入の経緯を殊更探ろうとしてされたものであって、C2としては、工事現場に押し掛けている一審原告組合員と同調する者として一審原告への加入を非難されていると受け取り、組合活動を萎縮させる可能性が十分あるものであるから、労組法7条3号の禁止する支配介入に当たるというべきである。そして、C3発言には、C2の不満をくみ上げるための具体的な労働条件等に関する質問は何ら含まれていないから、C2の不満を少しでもくみ上げようという心情に基づいてされたものであるともいえず、一審被告の主張は採用することができない。

(4) 争点(4) (C2が一審原告加入を公然化した以降、C2の担当業務の変更があったか否か、担当業務の変更が認められる場合、当該行為は労組法7条1項の不利益取扱い、同条3号の支配介入に該当するか)

ア 一審原告は、Z1の決算書類によれば、平成21年度から平成22年度にかけて、建設業完成工事高が3億円以上も減少しているのに、当期工事原価は逆に5000万円以上も増加しており、そのような明らかな矛盾がある決算書類を信用することはできず、また、平成20年度においてZ1の役員報酬はゼロであったものが、平成21年度においては1550万円の役員報酬が支払われたというのであるから、C2の一審原告加入公然化当時、Z1の経営状況が改善を要する程度

に悪化していたとか、事業規模が縮小していたということとはできないと主張する。

しかしながら、損益計算書の売上原価には当期工事原価しか計上されていないところ、当期工事原価とは、建設業完成工事高の原価に限らず、販売費及び一般管理費に含まれない経費を全部含むものと考えるのが相当であって、当期工事原価と建設業完成工事高の増減の不均衡を根拠とする一審原告の上記主張は前提を欠く。また、平成20年度には支払われていなかった役員報酬が平成21年度には計上されているとしても、原判決別紙2のとおり、役員報酬が計上された分だけ給料手当が減少しており、平成20年度は役員報酬が給料手当に含まれていたと推認できる。そして、その間、Z1の総売上は漸減していることが認められるのであるから、経営状況が悪化していなかったということとはできない。したがって、一審原告の上記主張は採用することができない。

イ 一審原告は、C2の一審原告加入公然化後は、それまで日々担当してきたプラント関連業務から排除され取り上げられたにもかかわらず、それに代わる仕事を与えられず、平成21年5月10日までの5か月間の業務指示は計17回であり、さらに、平成21年4月14日から平成22年2月18日までの約10か月間、C2が腕章を着用していないにもかかわらず全く業務指示が出されておらず、これをZ1の業務の減少として説明することはできないと主張する。

しかし、C2に対する業務指示が減少したのは、Z1の業務量の減少と（C2が乗車していた本件ミキサー車の売却もその影響によるものと認められる。）、C2が腕章を着用し、取引先からの苦情が出るなどしていたことや、業務指示がないにもかかわらず自ら倉庫に待機するなどしたことより、C2に対して指示できる業務がなくなったことによるものであると認めるのが相当であるから、一審原告の主張は採用することができない。

ウ 一審原告は、本件ミキサー車売却について、Z1の経営の改善が必要な状況にあったことや生コンの出荷量が少なくなったことには根拠がなく、車両の売却や従業員の辞職も一審原告対策でZ1の土木部門をC11に移した結果にすぎないから、本件ミキサー車売却は、Z1の合理的経営判断によるものではなく、C2の一審原告加入を嫌悪し、生コン出荷業務から排除するためであることは明らかであると主張する。

しかし、Z1の経営の改善が必要な状況にあったことは前記認定のとおりであり、本件ミキサー車売却やその他の車両の売却及び従業員の辞職もZ1の合理的経営判断によるものと認められるから、一審原告の主張は採用することができない。

(5) 争点(5)（C2が一審原告加入を公然化した以降、土曜日に就労をさせ

なかったことが労組法7条1号の不利益取扱い、同条3号の支配介入に該当するか否か)

ア 一審原告は、一審原告加入の公然化以前、C2は、毎週土曜日にほとんど出勤し、残コン等の運搬やユンボの回送、プラント関連業務を行っていたから、Z1がC2に対し土曜日出勤の業務指示をしていたことは明らかであり、土曜日が休日であったことはないと主張する。

しかし、前記認定のとおり、Z1は土曜日を休日する年間カレンダーを作成し、平成20年11月12日に同カレンダーを尼崎労働基準監督署に提出して受理されているから、土曜日が休日であることは明らかである。また、前記認定のとおり、C2が一審原告加入を公然化する以前から、Z1からC2に対し明示的に土曜日出勤の指示はされていない。したがって、C2が土曜日に一定程度出勤していた事実があったとしても、土曜日は休日とされており、本来業務指示がなければ、出勤する必要はないから、一審原告の主張はその前提を欠いている。

イ 一審原告は、Z1は、経営が悪化し業務量が減少していたわけではなく、またZ1の主張する公的資格は、土木作業において必ずしも必要がないにもかかわらず、Z1が、C2の一審原告加入公然化後、土曜日就労を拒絶したのは、労組法7条1項の不利益取扱い、同条3号の支配介入に該当すると主張する。

しかしながら、Z1の経営状況が悪化していなかったということとはできないことは前記(4)で説示したとおりであり、また、Z1においては、前記のとおり、従前から土曜日を指定休日とした運用をしており、C2が一審原告加入を公然化する以前も、C2に対して明示的に土曜日の就労を指示していたものではないから、Z1としては、業務において特段有用な資格を有していなかったC2に対し、有資格者に優先して土曜日就労を指示する理由がなかったものと認められるから、C2に対し土曜日就労を拒絶したことが、一審原告加入を理由とする不利益取扱い、支配介入に該当するということはできず、一審原告の上記主張は採用することができない。

(6) 争点(6)(本件交渉申入れに対するZ1の対応は労組法7条2号の禁止する団体交渉の拒否ないし不誠実交渉、同条3号の禁止する支配介入に該当するか否か)

ア 支配介入について

一審原告は、第1回団体交渉後、Z1に対し、C2の労働条件の改善を求め、直ちに一審原告と協議して解決を図ること及びC2と直接交渉をしないよう申し入れたにもかかわらず、Z1は、C2に対して直接本件契約書を提示して署名押印を求めており、これは、原審が判示する「仮に組合側から労働条件等に関する具体的な団体交渉の申入れがあっても、C2の労働条件等については契約当事者であるC2と

の協議を先行し、その後に申入れがあれば団体交渉に応じる」という Z 1 の誤った基本姿勢を示すものであり、このような基本姿勢に基づく Z 1 の一連の対応は、労働組合である一審原告に加入し、自己の労働条件に関する交渉を労働組合に委ねることによって、労働条件の維持・向上を図ろうとする C 2 にとって、労働組合よりも先に使用者である Z 1 と対応することを余儀なくさせるものであって、一審原告を嫌悪し、労使交渉における一審原告の役割を低下させるものとして、一審原告の弱体化を図るものとみるのが相当であり、労組法 7 条 3 号の禁止する支配介入に当たると主張する。

しかしながら、C 1 は、本件契約書を C 2 に示すにあたり、C 2 が一審原告組合員であるから署名押印に応じられないであろうとして、本件契約書の内容をよく読んで覚えるか、メモをして一審原告に相談することを求め、交渉することがあればお互いに日時を相談して団体交渉をすることとしているのであって、Z 1 の意向としては、事前協議及び事前合意の協定化を拒否する関係上、C 2 の労働条件等についての事前協議は認めないものの、C 2 との間で一審原告を介入させない実質的な協議を求めるものではなく、むしろ C 2 が一審原告と相談した上で、一審原告との団体交渉を行うことを積極的に容認しており、そのことは第 2 回ないし第 4 回の団体交渉において、C 2 の労働条件等について具体的に交渉に応じていることから明らかである。したがって、Z 1 の上記基本姿勢は、一審原告を嫌悪し、労使交渉における一審原告の役割を低下させるものとして、一審原告の弱体化を図るものとみることはできないから、支配介入に該当するということができない。

したがって、一審原告の主張は採用することができない。

イ 団体交渉拒否及び不誠実対応について

一審原告は、Z 1 の対応が支配介入に当たるとを前提として、Z 1 の対応が不誠実交渉に当たると主張するが、前記のとおり、Z 1 の対応が支配介入に当たるとはいえないから、一審原告の主張はその前提を欠き、採用することができない。

(7) 争点(7)(一審原告との事前協議を経ることなく行われた本件規則変更及びこれに基づく C 2 の遅刻扱い、平成 21 年 2 月分以降の時間外手当の不支給、C 2 に対する本件契約書、退職金共済加入申込書への署名押印の要求は、それぞれ労組法 7 条 3 号の支配介入に該当するか)

ア 一審原告は、一審原告と Z 1 との本件事前協議協定は、Z 1 分会の分会員が一時的にいなくなったとしても、潜在的に組合員になるべき労働者がいたことからすれば、特段の終了原因が存在しない以上、失効していないから、Z 1 が、事前協議を行わず、本件規則を一方的に変更することは、本件事前協議協定に違反し、一審原告を無視ないし軽視するものであるから、労組法 7 条 3 号の支配介入に該当すると主

張する。

しかし、前記認定事実（原判決132頁8行目から同頁26行目）によれば、一審原告とZ1は、本件事前協議協定の締結後、複数回の団体交渉を経て労使関係を解消させる方向で一致し、これを前提にC9らを他社に移籍させることとして、同年12月16日、一審原告は労働者がC10に移籍することを確認すること等を内容とする協定を締結したのであって、一審原告とZ1は、労働者のC10への移籍により、本件事前協議協定を含めて労使関係を終了させ、両者間における一切の問題を解決しようとしたものと認めることができ、そのことは、第1回団体交渉以降、一審原告が、両者間に事前協議協定が存在しないことを前提とした交渉をしていたことから裏付けられる。したがって、本件事前協議協定が存在することを前提とする一審原告の主張は採用することができない。

イ 一審原告は、本件交渉申入れにあたり、申入書の要求事項③において「組合員に影響を与える問題（身分・賃金・労働条件等の変更）については、会社は事前に組合と協議して、労使合意の上で円満に行われること」を申し入れており、これは、単に組合員の労働条件等についての事前協議事前合意を抽象的に協定化することだけでなく、公然化したC2に対する解雇や仕事の取り上げ等の不利益取扱等を阻止するために、組合員の労働条件等の変更については事前に一審原告と協議することをもち申し入れているのであるから、C2の身分や労働条件の問題についても、Z1がC2と直接協議するのではなく、一審原告と協議することを求めているものであって、事前協議を経ずに、本件規則変更、時間外手当の支給停止、遅刻扱い等のC2の労働条件を不利益に変更したこと等は、労組法7条3号の支配介入に該当すると主張する。

しかし、本件交渉申入れが、C2の労働条件等について団体交渉を申し入れたと認められないことは、既に説示するとおり（原判決116頁11行目から119頁24行目）であって、本件交渉申入れ時にC2の労働条件について団体交渉の申入れがあったことを前提とする一審原告の主張はいずれも採用することができない。

(8) 争点(8)（一審原告が平成21年5月26日以降、6回にわたって団体交渉の申入れを行ったか、申入れが認められる場合、申入れに対するZ1及びZ2の対応が労組法7条2号及び3号に違反するか否か）

一審原告は、C2は、平成21年5月26日以降、6回にわたって団体交渉を口頭で申し入れたが、Z1は、団体交渉の開催日について書面で申し入れするとの慣行もないのに、書面による開催日の提示に固執し、団交開催日の調整を行わなかったものであり、正当な理由のない団交拒否にあたりと主張する。

しかしながら、一審原告及びC2が団体交渉に向けて積極的に日程調

整を求めたということはできないことは、前記認定（原判決138頁1行目から同頁16行目）のとおりであり、また、労使交渉において、交渉事項や日時を明確にするために書面で申入れや日程調整が行われることが通常であると認められ、現に一審原告とZ1の間でも、本件交渉申入れ等は書面で行われていたことが認められるのであるから、Z1が書面による申し入れを求めたことをもって、正当な理由のない団交拒否にあたるとはいえない。したがって、一審原告の主張は採用することができない。

(9) 争点(9) (本件カメラの設置が労組法7条1号の不利益取扱い、同条3号の支配介入、同条4号の本件救済命令申立てを理由とする不利益取扱いに当たるか)

一審原告は、①C2は、一審原告加入公然化の日に、生コンプラントを施錠されて生コンプラントのメンテナンス業務を奪われ、その後、本件ミキサー車を売却され、ミキサー車乗務の業務とそれまでの待機場所（ミキサー車の運転席）を奪われたが、Z1の事務所は、C2が倉庫整理を命じられた時点で既にオートロックがかけられ、事務所内には、C2を敵視して暴言や不当労働行為発言を投げかけるC13社長らがおおり、このような環境の中では、C2に待機する場所は倉庫以外にはなく、②発電機の盗難に遭ったのであれば、Z1は盗難届を出すはずであるが、そのような事実はないし、倉庫で備品を見ているC2が盗難の事実を全く知らないということもあり得ず、③平成21年2月や同年夏に盗難の事実があったにもかかわらず、数か月後の同年12月に突如として防犯目的にカメラを設置するのは不自然であって、盗難の事実があったとは認められない等と主張する。

しかしながら、Z1事務所内において、C13らがC2に対し暴言や不当労働行為発言を投げかけていたと認めることができないのは、前記認定（原判決139頁23行目から140頁6行目）のとおりであって、C2の待機場所が倉庫以外になかったと認めることはできない。

また、盗難届を出したとしても、盗まれた時期等が全く不明であれば、盗難品が戻る可能性は低いといわざるを得ないから、そのような場合には盗難届を出すとは限らず、また、C2が倉庫に待機して備品を見ていたからといって、業務上、在庫品の種類や個数を完全に把握していたわけではないから、盗難の事実を知り得るとは限らない。

さらに、本件カメラの設置時期が、本件救済命令申立ての時期に近接しているからといって、直ちにC2の行動の監視目的をもって本件カメラが設置されたと認めるには足りない。

したがって、一審原告の主張はいずれも採用することができない。

### 3 結論

そうすると、一審原告の請求は、本件命令中、府労委がC1発言及びC3発言を不当労働行為と認め発した救済命令を取り消して一審原告の救済命

令申立てを棄却した部分の取消しを求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、これとは異なり、原判決において、本件命令中、上記に加えて、本件交渉申入れに対し、C2の労働条件等に関してはまずC2と話をし、その後一審原告から団体交渉の申入れがあれば応じるとのC1の発言及び本件カメラの設置についての一審原告のZ1に対する再審査の申立てを棄却した部分の取消しを求める限度で一部認容し、その余を棄却した原判決は一部失当であって、一審被告の本件控訴の一部は理由があるから、原判決を上記のとおり変更することとし、一審原告の控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部